

岐阜市農業者物価高騰対策支援金

申請要領

【申請受付期間：令和8年6月1日～8月31日】

1 趣旨

資材価格、燃料価格等の高騰により経営に大きな影響を受けている市内農業者の事業継続を支援するため、岐阜市農業者物価高騰対策支援事業を実施します。この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 対象者

支援を受けるには、次の要件を全て満たす農業者であることが必要です。

【支給要件】

(1) 交付申請日において、本市に住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を有すること。
(2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。 ア 令和8年4月1日時点において <u>認定農業者</u> である者 イ 令和8年4月1日時点において <u>認定新規就農者</u> である者 ウ <u>販売農家</u> (令和7年分の確定申告書等※において <u>農業販売金額が50万円以上の者</u>) ※法人の場合は、事業年度終了の日を令和8年1月1日前とする直近の法人税確定申告書
(3) 令和8年4月1日時点において引き続き農業経営を行っており、交付申請日以後も継続して農業経営を行う意思があること。
(4) 暴力団関係者等でないこと。
(5) 市税を滞納していないこと。
(6) 国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した農業者の支援のための補助金を受けた者でないこと。

3 支援金額 ※支援金の交付は、支援対象者1人につき1回です。

認定農業者	: 20万円
認定新規就農者	: 20万円
販売農家	: 5万円

4 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年8月31日(月)【8月31日必着】

(2) 申請方法

郵送、窓口またはオンラインにより申請してください。

【郵送先】

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市経済部農林課 支援金担当 宛て

【窓口】

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎13階
岐阜市経済部農林課 支援金担当

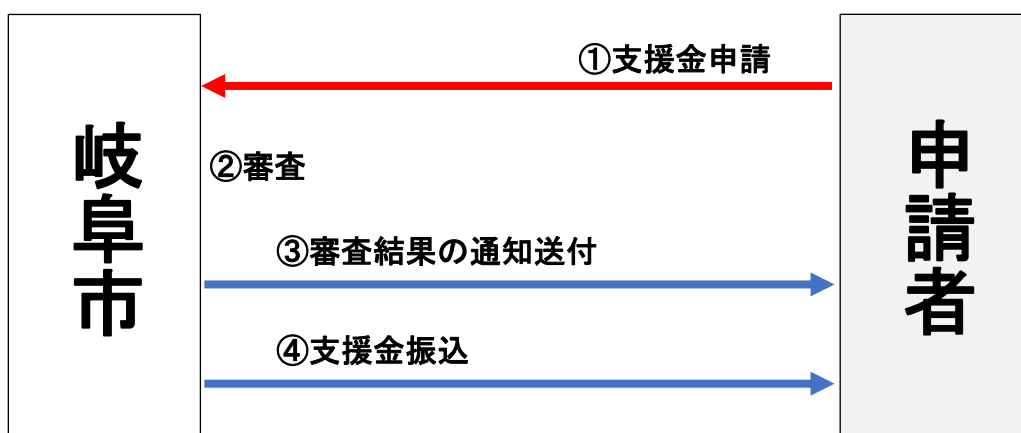
※受付時間は平日の午前8時45分～午後5時30分となります。
書類の確認をいたしますので、時間に余裕をもってお越しください。

【オンライン】

QRコードもしくは岐阜市ホームページ内の「岐阜市
農業者物価高騰対策支援金について」の申請方法から
ご申請ください。



(3) 基本的な流れ



※支援金の支給は、審査を通過し、審査結果の通知送付後となります。

5 申請書類と添付書類

申請に必要な下記の書類をご提出ください。

なお、審査の過程で他の書類の提出を求める場合があります。

<必要書類>

申請書【様式第1号】
<添付書類①>本人確認書類の写し
<添付書類②>支援金の振込先口座の通帳の写し (金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義人等がわかるもの)
<添付書類③>市税の完納証明書
<添付書類④>認定書の写し(認定農業者又は認定新規就農者の場合)
<添付書類⑤>確定申告書等の写し(販売農家の場合)

◆ 申請書類に関する注意事項

書類名	説明・具体例
申請書【様式第1号】	所定の様式に記入してください。 なお、紙で申請する場合は、 <u>氏名欄は自署(記名・押印も可)</u> してください。 ※消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。
<添付書類①> 本人確認書類の写し	氏名及び現住所がわかるもの(住民票、運転免許証、マイナンバーカード等の官公署が発行したものに限り) 法人の場合は、代表者の本人確認書類の写し
<添付書類②> 支援金の振込先口座の通帳の写し	金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義人等がわかるもの(通帳の表紙をめくった見開き部分など) <u>振込口座の口座名義は、申請者と同じ名義にしてください。</u> 法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。
<添付書類③> 市税の完納証明書	発行から1か月以内のものを提出してください。 市庁舎1階市民課又は各事務所で取得できます。
<添付書類④> 認定書の写し ※認定農業者又は認定新規就農者のみ	【認定農業者の場合】 ・ <u>農業経営改善計画認定書の写し</u> 【認定新規就農者の場合】 ・ <u>青年等就農計画認定書の写し</u> ※岐阜市による認定を受けている方は省略可能です。 ※認定の有効期間満了日が令和8年4月1日以後であるか確認してください。

<p><添付書類⑤> 確定申告書等の写し ※販売農家のみ</p>	<p>【個人の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>令和7年分の所得税確定申告書（第一表）</u>の写し 2. <u>収支内訳書又は損益計算書</u>の写し <p>確定申告をしていない場合は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>令和8年度 市県民税申告書の表面及び裏面</u>の写し <p>【法人の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>事業年度終了日が令和8年1月1日前である直近の法人税確定申告書別表一</u>の写し 2. <u>損益計算書</u>の写し <p>※農業販売金額が50万円以上であるか確認してください。 ※市県民税申告書の写しを提出する場合は、申告書の裏面も必ず提出してください。</p>
--	--

<申請書【様式第1号】の入手方法>

岐阜市農林課窓口や岐阜市のホームページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.gifu.lg.jp/business/nougyou/1005997/1038503.html>



◆ 申請書の審査

- ・ **申請期限は厳守してください。** 期限を過ぎた場合、受付できません。
- ・ 申請書の審査の結果、支援金の交付又は不交付が決定したときは、交付又は不交付に関する通知を、申請者の住所あてに郵送します。ただし、支援金の交付の通知については、電子メールで受け取ることを希望された方はメールで通知します。

◆ 支援金の支払い

- ・ できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合等により、支給までに日時を要する場合があります。
- ・ 支援金は、申請により指定された金融機関の口座に振り込みます。
- ・ 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。

◆ 個人情報・法人情報の利用

下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・ 申請の審査過程において、必要に応じ、欠格事項の有無の確認のために、住民基本台帳及び課税台帳記載情報を公募等により閲覧します。
- ・ 申請の審査過程において、必要に応じ、欠格事項の有無の確認のために、警察署、ぎふ農業協同組合など関係機関に対して、申請情報を提供する場合があります。

◆ 支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は虚偽や不正が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。岐阜市が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息が生じます。偽りその他不正の手段により受領した場合、氏名を公表することがあります。

6 お問い合わせ

- 岐阜市経済部農林課 支援金担当
電話番号 058-214-2079

※審査状況をお問い合わせいただいても、完了時期や支給時期はお伝えできません。